

## 消費生活センターを ご利用ください

消費生活センターとは、消費者安全法の規定により、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するために、各自治体が設置している相談機関です。

市では消費生活専門相談員、消費生活コンサルタントなどの資格を有する相談員が、皆さんの消費生活に関する疑問や悩みを解決できるようアドバイスをしています。

何かおかしいと思ったり、悩んだりしたときは、誰かに話してみることが大切です。お気軽にご相談ください。

また、消費生活に役立つパンフレット類もたくさん置いてありますので、相談以外でもぜひお立ち寄りください。

### ●消費生活相談

相談できる内容は、悪質商法・架空請求・多重債務など、個人(消費者)と事業者との間での消費契約に関するものであればほとんどのことが該当します。

※個人間の問題や事業者間の問題、個人と事業者との問題でも、雇用問題や教育問題については対象外となります。

### ○電話による相談

メールやハガキなどでの一般的な架空請求を受けた場合や、訪問販売などで契約したがクーリングオ

フをしたい場合など、簡単な内容の相談は電話で対処法のアドバイスをを行っています。

### ○面談による相談

契約書の確認が必要な場合や、多重債務の相談など、必要書類や詳細について把握する必要がある場合は、センターに来ていただき詳細をお伺いします。

### ●相談員によるアドバイス

消費者が自主交渉をする際の法的根拠の説明や交渉のやり方をアドバイスします。

○消費者が自主交渉するのが困難な場合は、消費者の意思に基づき相談員が業者と交渉を行います。

○個人間の問題や訴訟による解決など、センターだけでは解決できない場合などは、適切な相談機関を紹介します。

○多重債務相談において債務整理をする際に、弁護士や司法書士にすぎます。

### ●相談情報の集約・活用

皆さまからの相談内容は「P・O・NET」というシステムによって国民生活センターに集約し、情報提供や悪質業者指導などに活用し、消費者を守るだけでなく、これから起こり得る消費者被害を未然に防ぐための法整備などにも役立てています。

「だまされた」と思ってもその情報を隠してしまつては悪質業者の思いつぼです。交渉により契約の解

除や返金ができる可能性が生じるほか、その情報を元に今後の被害を防ぐことができるかもしれません。そのためには皆さまからの情報が必要不可欠となりますので、些細なことでも結構ですので、ぜひ消費生活センターをご利用ください。

なお、相談を受ける際、情報集約のために住所、氏名、年齢、職業などをお聞きしますが、個人情報保護に配慮されていますので、安心してご相談ください。

### ●消費生活啓発事業

消費生活センターでは自主的に消費者教育講座を開催するほか、皆さんからの要望により地元公民館などに出向き出前講座を実施しています。

会場を用意していただければ費用はかかりませんので、悪質商法の対象法など各地域において講座を開催したい場合はお気軽にお問い合わせください。

### ■問い合わせ

大田原市消費生活センター  
(往吉町1-9-37)

TEL (23) 62336

〈相談受付時間〉

午前9時～正午、午後1時～4時  
※土・日・祝日を除く

## 消費生活リーダー養成講座 受講生募集

市では、栃木県消費生活センター

が主催する「消費生活リーダー養成講座」の受講者を募集しています。

### ●講座名

平成24年度消費生活リーダー養成講座

### ●目的

消費生活の安定、向上のため、地域の相談役として活躍できる人材を養成する。

### ●期間

5月22日  
6月5日、19日  
7月3日、17日、31日  
9月4日、18日  
10月2日、16日、30日  
11月13日  
(全12回)

※いずれも火曜日、午前10時～正午、午後1時～3時

### ●場所

栃木県庁本館会議室  
(宇都宮市埜田1-1-20)

### ●内容

消費生活に関する基礎知識の講義、実習など

### ●応募資格

市内在住で消費者活動に関心があり、できるだけ全講義に出席できる方

### ●募集人数

2名

### ●受講料

無料

### ●応募方法

4月20日(金)までに、生活環境課まで電話でお申し込みください。

### ■申し込み・問い合わせ

生活環境課市民生活係  
TEL (23) 8706